林業種苗供給力強化事業中間検査要領

制定 令和2年9月28日森第683号 最終改正 令和4年4月1日森第14号

(趣旨)

第1 林業種苗供給力強化事業において中間検査を行う場合は、島根県農林水産関係補助事業等検査規程及び本要領によるものとする。

(施設・資材の使用開始)

第2 事業主体は、導入した施設・資材のうち、すみやかに使用を開始する必要があるもの については、別紙林業種苗供給力強化事業完了届(以下「完了届」という。)を知事に 提出するものとする。

(検査の実施)

- 第3 隠岐支庁長、農林水産振興センター所長及び農林水産振興センター地域事務所長(以下「所長等」という。)は、完了届を受理したときはすみやかに検査を実施するものとする。
 - 2 森林整備課が完了届を受理したものについては、必要に応じて所長等へ検査を依頼することができる。
 - 3 所長等は、森林整備課から検査依頼があったときは、すみやかに検査を実施するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和2年9月28日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年4月1日から施行する。